

自由金利型定期預金（法人）商品説明書

株式会社SBI新生銀行

(2023年1月4日現在)

1.商品名	●自由金利型定期預金（法人）
2.取引形態	●ステートメント口または証書口をご選択いただきます。
3.販売対象	●法人のお客様
4.預入期間	<p>●ステートメント口の場合： 1ヶ月以上10年以内 （自動継続型および自動解約型のお取扱いができます。）</p> <p>(1)定型方式（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年または10年）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日は、原則として、預入期間（月）に応じた、預入日の応当日とします。 ・預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間（月）に応じた、預入日の属する月の応当月の末日を満期日とします。 <p>(2)期日指定方式の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日は預入時にお客様にご指定いただきます。 <p>●証書口の場合： 1ヶ月以上10年以内 （自動解約型のお取扱いはできますが、自動継続型のお取扱いはできません。）</p> <p>(1)定型方式（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年または10年）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日は原則として預入期間（月）に応じた、預入日の応当日とします。 ・預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間（月）に応じた、預入日の属する月の応当月の末日を満期日とします。 <p>(2)期日指定方式の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日は預入時にお客様にご指定いただきます。
5.預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入単位	<p>(1) 預入方法 一括預入</p> <p>(2) 取扱通貨 円</p> <p>(3) 最低預入金額 1,000万円以上</p> <p>(4) 預入単位 1円単位</p>
6.満期処理方法	●お客様は、お客様が選択された取引形態に応じて、この預金の満期処理方法として、次のいずれかを選択することができます。なお、満期処理方法の選択がなされなかった場合には、通常処理型となります。

	<p>通常処理型・・・満期日以後に、この預金の元本を、利息とともに、一括して払い戻します。ただし、次のいずれかの方法によります。なお、(2)の方法の場合、当行所定の手数料がかかります。</p> <p>(1) 当行に開設されたお客様名義の指定口座へ振替入金。</p> <p>(2) 送金または銀行小切手による払出。</p> <p>自動解約型・・・満期日に、この預金の元本を、利息とともに、お客様があらかじめ指定された預金口座に入金することにより、一括して払い戻します。なお、この場合、当行所定の手数料がかかります。</p> <p>自動継続型・・・満期日に、前回と同一の預入期間・預入金額で、この預金を継続します。なお、利息は、自動継続後のこの預金の元本には組み入れられず、満期日にあらかじめ指定された口座に入金することにより、支払われます。</p>
7.利息	<p>(1) 適用利率 預入時の利率(約定利率)を満期日まで適用します。なお、自動継続されたこの預金の約定利率は、継続日における当行所定の利率となります。 具体的な利率については、当行の営業担当者までお問い合わせください。</p> <p>(2) 利払頻度 満期日以後に一括して支払います。ただし、預入期間が2年以上10年以内のこの預金については、預入日より1年ごとの応当日(以下「中間利払日」といいます。)に約定利率によって計算された中間払利息をお支払します。</p> <p>(3) 計算方法 預入期間が2年未満のこの預金については預入日から満期日の前日までの日数につき、預入期間が2年以上10年以内のこの預金については前回の中間利払日(初回は預入日)からその直後に到来する中間利払日(最終回は満期日)の前日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。</p>
8.中途解約時の取扱い	<p>●当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(自動継続型の場合において、継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>(1) 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てる。ただし、Cの算式により計算した利率</p>

	<p>が0%を下回るときは0%とする。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A.解約日における普通預金の利率 B.約定利率</p> <p>C.約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を満期日（自動継続型の場合において、継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>(2) 預入日の1ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てる。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A.約定利率</p> <p>B.約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
9.預金保険	<p>●預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません（全額保護の対象となる「決済用預金」ではありません。）。</p>
10.当行が契約している指定紛争解決機関	<p>●お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
11.税金	<p>●総合課税となります。ただし、非課税法人の場合、非課税となります。</p> <p>●詳しくは、お客様ご自身で公認会計士または税理士にご相談ください。</p>